

出雲市公用車車両広告デザインガイドライン

(趣旨)

第1条 この基準は、出雲市が所有する公用車に対する広告のデザインについて、出雲市広告事業実施要綱（平成19年9月7日施行。以下「要綱」という。）と出雲市広告掲載基準（平成19年9月7日施行。以下「基準」という。）に規定する事項のほか、必要事項を定めるものとする。

(広告物の掲載方法に関する基準)

第2条 広告物の掲載は、ラッピング用フィルムによるものとし、車体塗装は行わないものとする。

(一般基準)

第3条 車体広告は、要綱、基準及び次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 道路交通の安全を阻害するおそれがないものであること。
- (2) 車両運行上の支障となるものでないこと。
- (3) 都市景観との調和を損なうものでないこと。
- (4) 広告を掲載する場所及び面積は別に定めるところに従うこと。

(安全上からの禁止事項)

第4条 車体広告はその広告の色彩、意匠その他のデザインが、次の各号のいずれかに該当するときは、これを掲載しない。

- (1) 周囲の運転者の誤認を招くような広告
 - ① 発行、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの。
 - ② 地色が原色の赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの。
- (2) 周囲の運転者の注意力が散漫となる広告
 - ① デザイン構成が、ストーリー性のある四コマ漫画や映像表示となっているもの。
 - ② 文字表記が縦書きであるもの。